

監事報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(監事報酬の種類)

第2条 監事の報酬は、定額報酬と執務報酬の二種とする。

(監事報酬の限度額)

第3条 定額報酬の限度額は、別表のとおりとし、社員総会の決議によって定める。

2 執務報酬は、別に定める監事執務報酬規程のとおりとし、社員総会の決議によって定める。

(監事報酬の支給)

第4条 定額報酬は、総会で定めた額を月額に換算して毎月25日に支給する。

2 執務報酬は、月末締めで翌月中に支給する。

3 支給方法は監事の銀行口座に振り込むこととする。

(期間計算)

第5条 定額報酬は毎月21日から翌月の20日までを1月として計算する。

2 監事に就任した日からその月の20日までの定額報酬は支給しない。

(規則の改廃)

第6条 この規則を改廃するには総会で決議しなければならない。

附則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(施行期日)

この規則は平成26年7月1日から施行する。

この規則は平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

この規則は令和元年 9 月 6 日から施行するものとし、令和元年 7 月 1 日に遡って適用する。

この規則は令和 2 年 9 月 4 日から施行する。

別表

役職	定額報酬年額	摘要
会計部門担当監事 (公認会計士)	720,000 円	
業務一般担当監事	240,000 円	